

令和7年から

青色申告を始めましょう

収入保険の加入には、青色申告の申請が必要です

会計ソフトの活用で カンタン！

会計ソフトを活用すれば、
簿記の知識に自信がなくても
申告に必要な書類を
簡単に作成できます。

※会計ソフトやパソコンは
経費に計上できます。

収入保険に 加入できる！

令和7年分の農業所得から青色
申告を開始すれば、令和8年1月
からの収入保険に加入できます。

※ 青色申告を新たに始める方は、原則、令和7年3月
15日までに所轄の税務署に「青色申告承認
申請書」を提出する必要があります。

納税額が抑えられる！

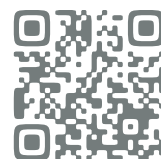
最高で65万円の「青色申告特別控除」のほか、
家族に支払う給与を経費に算入したり、赤字の
場合に前年や翌年の黒字と相殺したりすること
で、納税額が抑えられます。

事業上の利益 300万円の納税額例

	白色申告	青色申告 (複式簿記)	青色申告 (簡易な方式)
税負担合計 所得税+住民税+国民健康保険料(税)	32万6,400円	13万8,100円	27万6,200円
白色申告との差	—	▲18万8,300円	▲5万200円

- ・夫婦・子2人(小学生・高校生)の場合。
- ・住民税は、所得税10%・均等割5,000円として計算。
- ・国民健康保険料(税)は10%として所得割額のみ計算。
- ・65万円の青色申告特別控除には、e-Taxによる申告などの条件があります。

納税額例として
掲載した内容の算出根拠など
詳細は NOSAI 静岡 Web サイトを
ご覧ください。



収入保険がこれから青色申告を始めるみなさま あなたの農業経営をサポートします！

POINT

1 すべての農産物を対象に 自然災害だけでなく価格低下などによる収入減少を補償

すべての農産物を対象に、自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少を補償します。



POINT

青色申告の実績が令和7年分のみの場合

2 収入が75%を下回った場合に補てん（令和8年からの加入となります）

基準収入の75%※を下回った場合に、差額の90%を上限に補てんします。
例えば、基準収入が500万円の方の収入がゼロになった場合、最大337.5万円まで補てんします。

※加入申請時の青色申告実績の保有年数により、段階的に引き上げられます。

保有年数	今年から 青色申告	1年分	2年分	3年分	4年分
最大補償割合	75%	80%	85%	88%	90%

POINT

3 保険料の50%・積立金の75%を国庫補助

上記の方で、収入がゼロになった場合でも補償するタイプの保険料は約1.7万円、付加保険料は約1.2万円です。
掛け捨てではない積立金は約11.3万円で、補てんに使わなければ翌年に持ち越すので2年目の負担は、軽くなります。
保険料率は保険金の受取実績に応じて翌年の保険料率が変わります。保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がるのが基本です。

また、インターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

お問い合わせ



自分が
収入保険に
加入できるのか
わからない

なんだか
難しそう

NOSAI 静岡

業務管理センターに

ご連絡ください！



054-251-3511

NOSAI 静岡
業務管理センター
収入保険部



お問い合わせ
フォーム



お気軽に
お問い合わせ
ください！